（同（同））同　阿蘇　隆之
文部科学省に出向させる
内閣官房副長官補付の併任を解除する
（同（内閣広報室））同　矢作　修己
内閣府に出向させる
内閣官房内閣広報室総理大臣官邸報道室長を免ずる（以上七月十八日）
○農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一
農林水産大臣山本有二海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（七月十九日）

叙位・叙勲

○叙位
（筑波大学名誉教授）
正四位に叙する　柿澤　寛
正五位に叙する
宇都宮象一　奥山　格
従五位に叙する（各通）
岩壁　正雄　宇都宮　覺
正六位に叙する（各通）
岩瀬　計　江波戸彌一
重松　隆敏　竹中　一夫
畠山　為和
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上六月十二日）
（大阪大学名誉教授）
従四位に叙する　奥村　俊二
正八位　本間　善博
従五位に叙する（各通）
松葉　忠夫
正六位に叙する（各通）
飯嶋　清次　伊藤　次雄
小倉　久一　小寺　繁好
竹野　清　寺本　美久
（野田市議会議長）
平野　絢子　山口　政淑
米丸十三男　米森　昭一
従六位に叙する（各通）
大津　大　嘉村　富之
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上六月十三日）

（東京都立大学名誉教授）
従四位に叙する　川口　士郎
正五位に叙する
伊佐　眞徳
緒方　芳徳
従五位に叙する（各通）
阿部　舟　新井　勝亥
佐藤　榮　島田　喜良
田尻　博　中島　滋
藪脇　幹　山田　正男
正六位に叙する（各通）
川平　義明　喜多　一
志村　邦彦　關川　英二
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
後藤　齊　佐藤　昇
山崎　善久
田中めぐみ
正七位に叙する
従七位に叙する（以上六月十四日）
上田　哲彦
長坂　範昭
従五位に叙する
上田　幸夫
従五位に叙する
河岡　義夫
正六位に叙する（各通）
大場　勝男　竹澤　光子
山口　英雄　山本　次男
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
規矩　昭一　須藤　慶文
従七位に叙する（各通）（以上六月十五日）
家入　明夫
従六位に叙する
中田　昭雄
従七位に叙する（以上六月十七日）
堀江　健二
正七位に叙する
竹本　強
従七位に叙する（以上六月十八日）

上野　仁治
吉野　勉
稲田　三温
田口美樹男
秦　源彦
山本　修
高橋　昭
松阪　正道
芳野　正生
新方　修
長友　重夫
臼杵　輝夫
平田　武雄
松本　厚
河合　均
堀江　健二
竹本　強

○叙勲
（野田市議会議長）
中村　利久
旭日双光章を授ける
佐藤　昇一　服部誠治郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月十三日）
栗原　立人　森本　晴男
旭日単光章を授ける（各通）（六月十四日）
岩瀬　計　宇都宮　覺　竹中　一夫
田中　正雄　中野　舜一
瑞宝双光章を授ける（各通）（六月十二日）
（大阪大学名誉教授）
中川　八郎
瑞宝中綬章を授ける
西村　松信
瑞宝小綬章を授ける
大町　信一　河内　保　下岡　貞正
保泉　清　松葉　忠夫　米森　昭一
瑞宝双光章を授ける（各通）　大津　大　米丸十三男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十三日）
上田　哲彦
川口　士郎
中島　滋
瑞宝小綬章を授ける（各通）
緒方　芳徳
佐藤　昇
田尻　博
山本　修
瑞宝双光章を授ける（各通）
奥田　範雄　喜多　一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十四日）
長坂　範昭
瑞宝小綬章を授ける
河岡　義夫　松阪　正道
瑞宝双光章を授ける（各通）
規矩　昭一
瑞宝単光章を授ける（以上六月十五日）
家入　明夫　長友　重夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（六月十六日）
平田　武雄
瑞宝小綬章を授ける
中田　昭雄
瑞宝単光章を授ける（以上六月十七日）
竹本　強　堀江　健二
瑞宝双光章を授ける（各通）（六月十八日）

皇室事項

信任状捧呈式

七月十三日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在フランス国特命全権大使ローラン・ピックの信任状捧呈式を行われた。

七月十三日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ボツワナ国特命全権大使ンコロイ・ンコロイの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、モンゴル国大統領ハルトマー・バトトルガ閣下の大統領就任につき、七月十八日御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、宮城労働局の関係事業主を代表する者高山健司の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年７月21日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、宮城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦書提出期日　平成29年７月31日

４　推薦書及び添付書類提出先　宮城労働局労働基準部労災補償課